

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第84号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料				別表第7（第2条関係） 道路交通法関係事務手数料			
事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
[略]				[略]			
18 法第108 条の2第 1項各号 に掲げる 講習	[略] 法第108条の2第1 項第2号に掲げる 講習	[略]	[略] 株式会社高田自動車 学校	18 法第108 条の2第 1項各号 に掲げる 講習	[略] 法第108条の2第1 項第2号に掲げる 講習	[略]	[略] 株式会社高田自動車 学校 株式会社花輪橋自動 車教習所
[略]				[略]			
法 第 108 条の2第 1項第10 号に掲げ る講習	[略]	[略] 佐藤興産株式会社 <u>有限会社一関第一自</u> <u>動車学校</u> 株式会社大船渡自動 車学校 [略]	[略]	法 第 108 条の2第 1項第10 号に掲げ る講習	[略]	[略]	[略] 佐藤興産株式会社 株式会社大船渡自動 車学校 [略]
[略]				[略]			
[略]				[略]			

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。